

平成16年1月22日
厚生労働省食品安全部

厚生労働省におけるリスクコミュニケーションに関する取組について

1. 基本的な考え方

内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省の担当官と、3府省リスクコミュニケーション担当者連絡会議を定期的を開催するなど連携を図りつつ、厚生労働省におけるリスクコミュニケーションに関する取組を進めているところ。

従来型の一方的な情報提供にならないよう、分かりやすい情報の提供や御意見募集など双方向のコミュニケーションの実現に努めている。

このため関係府省とも連携し、消費者、事業者など関係者との意見交換会の開催や、関係府省の行う意見交換会への参加をつうじて、リスクコミュニケーションの推進を図るとともに、ホームページなどを活用した積極的な情報発信を進めている。

2. 現在までの取組状況

意見交換会の開催（関係府省と連携して開催）

消費者、事業者などの関係者と行政担当官が一堂に集まり、食の安全に関する意見交換、アンケート調査などを実施。

【開催状況】

- ・ 7月4日 食の安全に係る改正法の施行に向けて～意見交換会（東京：三田共用会議所）
- ・ 7月10日 食の安全に係る改正法の施行に向けて～意見交換会（神戸市：ラッセホール）
- ・ 8月12日 食品衛生に関する説明と意見交換の会（東京：(社)日本食品衛生協会講堂）
- ・ 9月26日 食の安全に関する意見交換会（金沢市：中小企業会館）
- ・ 10月7日 食の安全・安心セミナー（熊本市：熊本国際交流会館）
- ・ 10月31日 食の安全に関する意見交換会（札幌市：経済センター）
- ・ 11月5日 とうかい食の安全・安心フォーラム（名古屋市：メルパルク名古屋）
- ・ 11月11日 長寿県沖縄における食品の安全性に関する地域フォーラム（那覇市：メルパルク沖縄）
- ・ 11月18日 食の安全に関する意見交換会（仙台市：仙台第3合同庁舎）
- ・ 11月28日 食のリスクコミュニケーション意見交換会（大阪市：阿倍野区民センター）
- ・ 12月2日 食の安全・安心フォーラム（さいたま市：ラフレさいたま）
- ・ 12月5日 食の安全に関する意見交換会（福岡市：アクロス福岡）
- ・ 12月9日 輸入食品の安全確保に関する意見交換会（東京：三田共用会議所）
- ・ 12月15日 輸入食品の安全確保に関する意見交換会（大阪市：大阪厚生年金会館）
- ・ 12月16日 食のリスクコミュニケーション意見交換会（広島市：八丁堀シャンテ）

- ・ 1月16日 食の安全・安心に関する意見交換会（京都市：ホテルニュー京都）
政府広報による情報発信
- ・ にっぽんNOW（9月1日発行）
「安全・安心な食生活へ」をテーマに改正食品衛生法について紹介
- ・ オンライン広報通信（2003年9月）
「新しい食品衛生法がスタート!」という見出しで、国民の健康の保護を重視した新たな食品衛生法がスタートしたことについて紹介
- ・ 日本テレビ「新ニッポン探検隊」（9月7日放送）
「食の安全と安心」をテーマとして、輸入食品の水際チェックが行われる神戸検疫所での活動や関係者との意見交換会を紹介
- ・ 時の動き（2003年10月号）
「食の安全と安心の確保に向けて」をテーマに、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省の取組みを紹介
- ・ C a b i ネット（2003年10月号）
「安全をつくる、安心を食べる」をテーマに、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省の取組みを紹介

食品の安全確保に向けた取り組みのホームページ「食品安全情報」の刷新

入手したい情報が探し難い等のアンケート調査の指摘を踏まえ、厚生労働省ホームページのトップに「食品安全情報」のバナーを新設、ページのデザインを見直すとともに、消費者向け、事業者向け情報の充実など、より見やすく、わかりやすいホームページを目指してバージョンアップ（9月10日更新）

既存の取組の着実な実施

規制の設定又は改廃に係る意見提出手続（いわゆるパブリック・コメント）や審議会の公開、情報公開など、これまで行われてきた既存のリスクコミュニケーションに関する取組みを着実に実施。

3. 今後の予定

いわゆるパブリックコメントなど既存の取組みの着実な実施の他に、当面以下の日程（予定）で意見交換会を開催することとしている。

意見交換会の運営のあり方や情報発信の手法については、より良いものを目指して積極的に見直しを進めていくこととしている。

- ・ 「食の安全に関するシンポジウム」
2月下旬 東京都（三府省共催）
- ・ 「食品衛生に関する説明と意見交換の会」
3月中旬 東京都（（社）日本食品衛生協会主催）

リスクコミュニケーションアンケート集計結果（平成15年12月5日開催：福岡市）

参加人数 185 名
アンケート回答者数 124 名 回答率 67.0%

Q1 ご自身について、ご回答ください。		
1 消費者		28 (22.6%)
2 食品等事業者		40 (32.3%)
	1 農林水産業	0
	2 製造・加工業	26
	3 卸売業	2
	4 小売業	8
	5 業界団体	3
	6 その他	1
3 マスコミ関係		0 (0.0%)
4 地方公共団体職員		41 (33.1%)
5 その他		15 (12.1%)

Q2 本日の意見交換会の開催について、何でお知りになりましたか。		
1 ホームページ		25 (20.2%)
	1 厚生労働省	14
	2 農林水産省	11
	3 他ホームページ	0
2 新聞記事		6 (4.8%)
3 雑誌記事		1 (0.8%)
4 その他		77 (62.1%)
	1 職場・業界団体よりの連絡	14
	2 内閣府食品安全委員会よりの連絡	3
	3 厚生労働省等よりの連絡	14
	4 農林水産省等よりの連絡	3
	5 地方自治体等よりの連絡	5
	6 その他	38

Q3 本日の食の安全に関する意見交換会に参加された目的は次のどれですか。（当てはまるものを全て）		
1 食品衛生法等の改正の内容を知るため		35 (28.2%)
2 食品安全基本法の内容、食品安全委員会の運営等について知るため		53 (42.7%)
3 農林水産省の食の安全・安心に向けた取組の内容を知るため		46 (37.1%)
4 食品添加物についての知識を深めるため		33 (26.6%)
5 リスクコミュニケーションの取組について知るため		40 (32.3%)
6 常日頃から抱えている食品の安全性に係る意見を行政に表明するため		7 (5.7%)
7 その他		7 (5.7%)
	・どのような人が参加しているのが興味があった（消費者）	
	・食の安全に興味があった（消費者）	
	・食に関する世の中の動向、流を知りたかった（食品等事業者）	
	・消費者のニーズを知るため（その他）	

Q4 演者からの、食品衛生法改正等についての説明についてお伺いします。 その説明内容について、十分に理解することができましたか。		
1 できた		10 (8.1%)
2 おおむねできた		63 (50.8%)
3 あまりできなかった		10 (8.1%)
4 できなかった		2 (1.6%)
SQ1（Q4で「3 あまりできなかった」、「4 できなかった」と回答した方） 十分に理解することができなかった理由は次のどれですか。（当てはまるものを全て）		
1 説明に専門用語が多い		1
2 資料がわかりにくい		1
3 聞き取りにくい		1
4 説明が早すぎる		9
5 その他		10
	・資料の字が小さすぎる（消費者）	
	・時間が短い（消費者、食品等事業者、地方公共団体職員、その他）	
	・説明が抽象的である（地方公共団体職員）	
	・行政説明はわかりにくく、ユーモアがない（地方公共団体職員）	

SQ2 (Q4で「3 あまりできなかった」、「4 できなかった」と回答した方)	
どのようなことがなされれば、よりわかりやすくなると感じますか。(当てはまるものを全て)	
1 行政から一方的に講演するのではなく、司会者との対談方式で進める	7 (5.7%)
2 絵、図等をスクリーンに投影する	2 (1.6%)
3 食品衛生にまつわる基礎用語集を配布する	5 (4.0%)
4 食品衛生法等の参照条文や、データ集を配布する	5 (4.0%)
5 その他	8 (6.5%)
<ul style="list-style-type: none"> ・一つ一つ判りやすく説明してほしい(消費者、地方公共団体職員) ・説明時間を増やしてほしい(消費者) ・少人数で行ったほうがよい(食品等事業者) 	

Q5 本日の意見交換会についてお尋ねします。意見交換は分かりやすく、議論の内容等について理解できましたか。	
1 できた	7 (5.7%)
2 おおむねできた	68 (54.8%)
3 あまりできなかった	5 (4.0%)
4 できなかった	0 (0.0%)
SQ1 (Q5で「3 あまりできなかった」、「4 できなかった」と回答した方)	
理解できるようにするためにはどうすればよいと感じますか。(当てはまるものを全て)	
1 第三者の専門家が、公正中立な立場で質問者・回答者の発言内容を平易に解説する。	5
2 事前に意見交換のテーマを募集し、司会者等との対談方式で行う。	3
3 行政への質疑応答形式にし簡潔かつ平易に回答する	3
4 その他	2
<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターを第三者の専門家とすべき(消費者) ・少人数で行ってほしい(食品等事業者) 	

Q6 本日の意見交換会の内容についてお尋ねします。満足できましたか。	
1 できた	4 (3.2%)
2 おおむねできた	55 (44.4%)
3 あまりできなかった	8 (6.5%)
4 できなかった	3 (2.4%)
SQ1 (Q6で「3 あまりできなかった」、「4 できなかった」と回答した方)	
理解できるようにするためにはどうすればよいと感じますか。(当てはまるものを全て)	
1 意見交換の時間が短い	9
2 説明が一方的で意見交換になっていない	5
3 意見交換して欲しい意見が取り上げられない	1
4 意見交換の進め方に問題がある	0
5 その他	7
<ul style="list-style-type: none"> ・消費者がもう少し意識を選善すべき(消費者) ・パネリストが多すぎる(消費者) ・消費者と事業者の討論・ディスカッションにしてほしい(食品等事業者) ・時間厳守でお願いしたい(地方公共団体職員) ・質問者の質問が長い(地方公共団体職員) 	

Q7 食品添加物についてお尋ねします。食品添加物の何が問題だと思われますか？

- ・有識者の講演は興味深く、考え方の基本的な部分で参考になった（消費者）
- ・食品添加物が使用量が守られるなら必要と思う（消費者）
- ・子どもの食べるもの（菓子等）には色素、香料の規制を強めてほしい（消費者）
- ・食品添加物の使用理由が理解されていない（消費者）
- ・消費者自身が正確な情報を臨機応変に知ることが重要（消費者）
- ・食の安全とリスクを考えていくときに消費者も考えていけるように行政、事業者、消費者も努力が必要（消費者）
- ・消費者に情報が伝わっていない。質問不安が先行して理解が伴っていない（消費者）
- ・総量規制をもっと問題としてほしい（消費者）
- ・人体、環境に対するリスク基準が一般消費者に判りにくい（消費者）
- ・輸入品が増加する中、海外基準で日本に入ってくる商品が問題（消費者）
- ・アレルギー、アトピーは添加物と因果関係があるかもしれないので、不必要なものは使用を控えてほしい（消費者）
- ・食品添加物に対する知識の不足が問題（消費者、食品等事業者）
- ・添加物の安全性と必要性の説明が不足している、またそれを放置しつづけたことが問題（消費者、食品等事業者）
- ・国際基準と国内基準の不一致が問題（消費者、地方公共団体職員）
- ・事業者優位で、消費者に使用、不使用商品を選択できる権利等の利点がない（消費者、地方公共団体職員）
- ・過剰なメディアでの取扱い、間違った報道が問題（消費者、食品等事業者、地方公共団体職員）
- ・食品添加物のマイナス面だけが取り上げられている（消費者、食品等事業者、地方公共団体職員、その他）
- ・食品添加物についての有用性、安全性についての情報提供がなされていない（消費者、食品等事業者、地方公共団体職員、その他）
- ・新しい添加物の安全基準を早期に提示すること（食品等事業者）
- ・気にしすぎる消費者とそれを煽るマスコミの態度が問題（食品等事業者）
- ・食品メーカーの安全性に対するレベルの低さ（食品等事業者）
- ・食品添加物の使用量、不正使用が問題（食品等事業者）
- ・食品添加物について、理解を深めてもらおうとする取組みが不十分（食品等事業者）
- ・講演を聴いて過剰反応していたことが判った（食品等事業者、地方公共団体職員）
- ・特に問題としているわけではなく、逆に必要と思っている（食品等事業者）
- ・添加物は全て悪いものと言うイメージをもっているため（食品等事業者、地方公共団体職員）
- ・食品添加物のリスクについて、事業者、消費者が理解できていない（食品等事業者）
- ・法律を知らずに、商品で「無添加」等と表示していることが問題（地方公共団体職員、その他）
- ・正しく表示されていない。チェック機構が不足している（地方公共団体職員）
- ・健康上に問題がないからと言って、指定外添加物を製造、使用し違反を繰り返す企業体質（地方公共団体職員）
- ・本当に必要な添加物以外の使用が消費者にとって問題意識をもつ原因となっていると思う（地方公共団体職員）
- ・添加物は種類が多いため良く判らない。適正な使い方や情報を消費者に伝えてほしい（地方公共団体職員）
- ・表示を義務付けるだけでなく、安全性とともに危険性も伝える必要がある（地方公共団体職員）
- ・食品添加物の毒性試験等について、信頼されているデータが公表されていない。専門の分析機関が必要である（その他）
- ・添加物等の複合摂取に問題がある（その他）
- ・初、中等教育に問題がある（その他）

Q8 本日の意見交換会の進め方についてお尋ねします。

今回の意見交換会では、一部、二部を意見交換のテーマに関する説明、第三部を意見交換としています。また、食品添加物などの個別テーマを取り上げたり、事前にテーマに関する意見を募集するなどの新たな取組も行っています。意見交換会の構成、テーマの選定、募集方法など意見交換会のあり方全体について、良かったと思う点、改善すべきと思う点につき記載ください。

1 良かったと思う点

- ・説明、講演がわかりやすく良かった（消費者）
- ・意見交換に対する施策は理解できた（消費者）
- ・食の安全行政の取組み内容を聞いて良かった（消費者）
- ・環境についての有識者がパネリストに入っているのはよかった（消費者）
- ・食品安全委員会の取組み状況が聞いたのは良かった（消費者）
- ・一方的な説明だけでなく、多方面の方々の話を聞いて一歩前進したりスコミと思った（消費者）
- ・会場も広く快適で、交通の便も良い（消費者、食品等事業者）
- ・様々な立場の方から、食品について多方面からの問題を知ることができた（消費者、食品等事業者、地方公共団体職員）
- ・事前に質問募集し、その回答を示したのはよかった（消費者、地方公共団体職員）
- ・パネリスト、参加者も適切な質疑をしており、有意義な意見交換会であった（消費者、その他）
- ・一つの質問について、様々な専門家の意見が聞いた（消費者、その他）
- ・個別テーマで行ったのは判りやすくよかった（食品等事業者、地方公共団体職員）
- ・基礎的な説明、講演の後に意見交換会を行ったことは良かった（食品等事業者、地方公共団体職員）
- ・意見交換は大変よかった。定期的な開催が望まれる（食品等事業者、その他）
- ・中立な立場での対応が良かった（食品等事業者）
- ・会場からよく意見を聞いてもらえたのはよかった（食品等事業者）
- ・有識者の講演は非常に参考になった（食品等事業者、地方公共団体職員、その他）
- ・生協や消費者団体等の生の意見が聞いてよかった（地方公共団体職員）
- ・説明や解説はかなり丁寧なされており分かりやすかった（地方公共団体職員）
- ・食品の情報、今後の方針等を理解する機会ができた（地方公共団体職員）
- ・配布資料が充実していた（地方公共団体職員）
- ・食品の安全施策について、まんべんなく話が聞いた。短時間の会議にしては良くまとまっていた（地方公共団体職員）
- ・双方向の意見交換ができてよかった。消費者、生産者等との話を聞いて職務に生かせそうで良かった（地方公共団体職員）

2 改善すべきと思う点

- ・資料の字が小さい上、書き込みできるスペースが無かった（消費者）
- ・資料を事前に配布して予習させてもらえたら、もっと理解できたと思う（消費者）
- ・時間が短いためか、行政の話は早口で聞き取りにくかった（消費者）
- ・内容の割には時間が短い。説明が省略されてしまうのが残念（消費者、食品等事業者、地方公共団体職員、その他）
- ・行政の取組みで終わっていた（消費者）
- ・全国の県庁所在地での開催を望む。市町村等の担当者とのリスコミをしたい（消費者）
- ・パネリストが多すぎる（消費者、地方公共団体職員）
- ・テーマの選定には賛否両論、意見交換できるものが良い（消費者）
- ・地方自治体における指導、行動について報告してほしい（消費者）
- ・内容を詰め込みすぎ、一度に沢山の話をきくのは大変（消費者）
- ・意見交換会の時間をもう少し確保してほしい（消費者、食品等事業者、地方公共団体職員）
- ・資料は食に興味のある人用のもので専門用語が多い（消費者、地方公共団体職員）
- ・食の安全に関して消費者だけの意見、アンケート等がほしい（食品等事業者）
- ・自由な意見が出やすい進行の仕方やテーマ設定を考えてほしい（食品等事業者）
- ・生産、製造、加工、流通、販売、消費者など、各代表を揃えるべき（食品等事業者）
- ・テーマを絞って時間を掛けて説明してほしい（食品等事業者、地方公共団体職員）
- ・内容が包括的である、具体的な話をしてほしい（食品等事業者）
- ・消費者教育をもっとすべき。クレームを受けるにあたって無知な人が多すぎる（食品等事業者）
- ・農業問題について触れてほしい（地方公共団体職員）
- ・行政、消費者等が混在していたが、今後は分けてやったほうが良い（地方公共団体職員）
- ・一般消費者の参加が少ない（地方公共団体職員、その他）
- ・終了時間は厳守してほしい（地方公共団体職員）
- ・行政、消費者、事業者等を含め、より具体的な検討テーマを絞った意見交換会をしてほしい（地方公共団体職員）
- ・開催回数を増やすべき（その他）
- ・申込みをメールで受け付けてほしい（その他）

Q 9 今後の厚生労働省のリスクコミュニケーションとして行って欲しい取組は？（当てはまるものを全て）	
1 特定トピックに限った意見交換	35 (67.3%)
2 特定トピックについての各層有識者によるシンポジウム	32 (61.5%)
3 食品の安全性に関する平易かつ基礎的な情報の勉強会	43 (82.7%)
4 専門家でない著名人による食品安全行政への感想・提言・コメント	11 (21.2%)
5 その他	11 (21.2%)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治体の食の安全施策に対すること（消費者） ・ 合意形成の場としての意見交換会（食品等事業者） ・ 学校教育に積極的に取り組んでほしい（食品等事業者） ・ 地方自治体レベルでも開催してほしい（食品等事業者） ・ 意見交換会の積極的なPR（地方公共団体職員） ・ 特定の参加者に偏らない自由な場を設けること（地方公共団体職員） ・ 行政と専門家の誠実な検査及び認証の確実性（地方公共団体職員） ・ 少人数での分科会が必要（その他） 	
SQ1（Q7で「1」又は「2」と回答した方）	
取り上げて欲しいトピックは何ですか。（当てはまるものを全て）	
残留農薬、残留動物用医薬品に関する問題（表示を含む）	33 (63.5%)
輸入食品に関する問題（表示を含む）	30 (57.7%)
遺伝子組換え食品に関する問題（表示を含む）	25 (48.1%)
健康食品に関する問題（表示を含む）	24 (46.2%)
食品添加物に関する問題（表示を含む）	24 (46.2%)
食品中に混入する汚染物質の問題	22 (42.3%)
その他の食品の表示に関する問題	19 (36.5%)
検疫所や保健所の監視指導に関する問題	17 (32.7%)
食中毒に関する問題	10 (19.2%)
その他	6 (11.5%)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食糧自給率について（消費者） ・ 地方自治体の安全行政について（消費者） ・ アレルギー問題（食品等事業者） ・ 食品の品質判断について（食品等事業者） ・ 食育の推進（食品等事業者） ・ 食品の危機性の認識について（地方公共団体職員） ・ BSE、アムメシバの事件についての詳細（その他） 	